

Hiroshima NOW



2024

やさしい日本語 No. 28

広島市 定額減税 調整給付が おこなわれています

ひろしま市民と市政 6月15日号 (p2)

2024年分の所得税^{※1}と 2024年度分の個人住民税の所得割^{※2}の 「定額減税」^{※3}が おこなわれています。

減らす税金の金額が少なくて 「定額減税」で 税金を減らしきれない人に その減らしきれなかったお金を 「調整給付」としてもらうことができます。

※1 所得税とは 収入のある人が 国に払う税金のことです。

※2 個人住民税とは その年の1月1日に住所があって 収入のある人が 広島市に払う税金のことです。

※3 定額減税とは 決まった金額の 税金を減らすことです。

調整給付金は どうすれば もらうことができますか？

(1) いつ 給付金を もらうことができますか？

給付金をもらうことができる人[※]に 広島市役所から 「支給のお知らせ」 または 「確認書」を送ります。

▷ 7月5日（金曜日）から 「支給のお知らせ」 または 「確認書」を送ります。

▷ 給付金は 7月中旬から 原則として 申請をした人の名前の 銀行口座に振りこみます。

※ 給付金をもらうことができる人とは 2024年1月1日に 広島市内に住所があるなど 給付金をもらうために 必要な条件を ぜんぶ持っている人です。くわしいことは 広島市役所のホームページを見てください。または コールセンターに 電話してください。

(2) どういう手続きが いらいますか？

下の①②で 手続きの方法がちがいます。気をつけてください。

①	マイナンバーに 公金（給付金など）を受けとるための口座を 登録している人 → 「 <u>支給のお知らせ</u> 」が とどきます	手続きは ありません 広島市役所から 「支給のお知らせ」が とどきます。このお知らせに書いてある日までに 登録した口座に給付金を 振りこみます。 給付金が いない人は 連絡してください。
---	---	---

②	<p>マイナンバーに 公金（給付金など） を受けとるための口座を 登録していない人 → 「確認書」 が とどきます</p>	<p>手続きをしてください ひろしましやくしよ 「確認書」 が届きます。 この「確認書」に必要なことを書いて 必要な書類といっしょに郵便で送ってください。または オンラインで送ることもできます。 しめきり：2024年10月31日（木曜日） （消印有効※）</p>
---	--	---

※ 消印とは 郵便局の人が 手紙を受け取った日に 押すスタンプのことです。
 この給付金の場合は 2024年10月31日の 日付けが入った 消印が押してある「確認書」まで 受けつけます。

問い合わせ

- ▶ **広島市調整給付コールセンター（日本語）**

Tel. 0120-330-471

時間：午前8時30分から 午後5時15分まで

休み：土曜日、日曜日、祝・休日（日本の 休みの日）、12月29日から 1月3日

- ▶ **広島市役所のホームページ**

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/4/383469.html>（日本語）



- ▶ **日本語がわからなくて、困ったことがあるときは、広島市・安芸郡外国人相談窓口**に相談してください。

広島市・安芸郡外国人相談窓口

Tel. 082-241-5010

Email : soudan@pcf.city.hiroshima.jp

曜日：月曜日から 金曜日まで

時間：午前9時から 午後4時時まで

休み：土曜日、日曜日、祝日（日本の 休みの日）、8月6日、12月29日から 1月3日

ことば：スペイン語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語、英語、フィリピン語

※フィリピン語は金曜日と第1・第3水曜日です。